

○北本市空家等対策協議会規則

平成 2 9 年 3 月 3 1 日

規則第 1 2 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、北本市執行機関の附属機関に関する条例（昭和 56 年条例第 2 6 号）第 3 条の規定に基づき、北本市空家等対策協議会（以下「協議会」という。）の組織に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則において使用する用語は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 2 6 年法律第 1 2 7 号。以下「法」という。）において使用する用語の例による。

(所掌事務)

第 3 条 協議会は、次に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関すること。
- (2) 空家等が特定空家等に該当するか否かの判断に関すること。
- (3) 特定空家等に対する措置の方針に関すること。

(組織)

第 4 条 協議会は、委員 1 0 人以内で組織する。

2 委員は、法第 7 条第 2 項に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第 5 条 委員の任期は、2 年とし、再任されることを妨げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第 6 条 協議会に会長を置き、市長の職にある者をもって充てる。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

(会議)

第7条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 協議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、都市整備部都市計画課において処理する。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、協議会の組織に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。